

有田川町農業委員会 農地法関係申請書添付書類一覧

2条	3条	4条	5条	届出		☑	
◎	◎	◎	◎	◎	申請書		必要事項を記入し、押印(捺印も必要)
		◎	◎		理由書		事業目的を詳しく書く
		◎	◎		1/10,000～1/25,000位置図		吉備・清水は建設課、金屋については窓口で購入 ネット地図でも可。 <u>ただし縮尺が明記されていること</u>
◎		◎	◎	◎	付近見取図		住宅地図、ネット地図等で申請地が分かるもの
◎		◎	◎	◎	付近公図		法務局で購入
		◎	◎		隣接関係図		申請地周辺が分かるもの (地番・地目・所有者を地番図等)に書き込む)
					転用目的物		
		◎	◎	◎	配置図		資材置場や駐車場の場合は資材や台数なども記入
		○	○	○	平面図		建物・施設の場合(間取り図)・配置図と兼用でも可
		○	○	○	立面図		建物・施設の場合
		◎	◎	◎	排水計画図		家庭排水・雨水等を(青色・水色)記入
		○	○		代替性検討資料		申請地が2種農地の場合必要。図面の提出と理由を記載。
		◎	◎		予算書		土地取得費・転用事業費(見積書)の合計金額
		◎	◎		資金証明		通帳の写し、金融機関の残高証明、融資見込証明等
		◎	◎		誓約書		農業委員会会長あて
		○	○		隣接農地同意書		隣接関係図により2m以内であると確認できる 農地の所有者の同意
		○	○		排水同意書		改良区・水利組合・区長等
		○	○		区長同意書		目的地が所在する区の区長
◎	◎	◎	◎	◎	土地全部事項証明書 (登記簿謄本)		法務局で購入(事業が複数の土地にまたがる場合は 農地でなくても関係地の謄本が必要)
	○	○	○	○	住民票		①申請者が町外の方の場合 ②現住所と登記簿住所が異なる場合
	○		○		貸借契約書		土地使用貸借及び賃貸借の場合
	○	○	○		金融機関承諾書		抵当権・根抵当権がついている場合
	○	○	○		法人定款・法人登記事項 証明書・法人印鑑証明		事業者または受人が法人の場合
	○	○	○		改良区意見書		改良区の受益地の場合
		○	○		始末書		すでに転用事業着工済みの場合 もしくは別の用途で使用していて農地でない場合
			○		宅地建物取引業免許証(写)		分譲住宅を目的とする場合
◎					写真		現況がわかるもの
	○				営農計画書		新規就農者もしくは1,000㎡以上取得する場合
※代理の者が申請人に代 わって申請書を提出する場 合に必ず必要					委任状		譲受人・譲渡人両方から委任を得ていることが分かるもの。

※ ◎は有田川町では必ず添付が必要な書類
○は場合に応じて添付が必要な書類

※添付書類の有効期限

- ・登記簿謄本等公的証明については、原則、申請書受理日3ヶ月以内(他の書類も原則3ヶ月以内)
- ・見積書は、申請書提出日現在で記載されている有効期限がきれていないものが必要

※2条、3条は 正本1部・副本1部の計2部

※4条、5条は 転用面積が20,000㎡未満は正本1部、副本1部の計2部
転用面積が20,000㎡以上は正本1部、副本2部の計3部